

令和 7 年 度

千葉県内部統制評価報告書審査意見書

千葉県監査委員

監査調第221号

令和8年9月3日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県監査委員 山口新二

千葉県監査委員 川口明浩

千葉県監査委員 茂呂剛

千葉県監査委員 森岳

令和7年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、令和8年7月22日付け総第522号をもって審査に付された令和7年度千葉県内部統制評価報告書について、次のとおり意見を提出します。

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）に準拠したものである。

令和7年度千葉県内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和7年度千葉県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

（1）評価手続に係る記載の審査

ア 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか

イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

（2）評価結果に係る記載の審査

ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか

イ 重大な不備は是正されているか

3 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和7年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、令和7年度千葉県内部統制評価計画、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式（作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート）等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聴き取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

4 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 特記事項

(1) 重大な不備について

今回の報告書では、以下の1件について、運用上の重大な不備が認められ、内部統制が有効に運用されていないと判断しており、審査過程で明らかになった事実とその評価を付記する。

「昨年度の報告書での『運用上の重大な不備』の内容に包含されるべきもの」についても併せて記載する。

○ NHK受信契約の未締結による受信料の不払い

県が保有するテレビ受信機能付のカーナビ、公用携帯電話及びテレビについて、未契約の機器が多数あることが判明し、その結果、NHKへ受信料が支払われていなかったという不適切な事務処理については、是正措置として、受信機能がある現有機器の撤去や受信機能のない機器への切替え等を検討するとともに、再発防止に向けては、カーナビ等の物品調達時にテレビ受信機能が必要な機器は契約の対象とするよう徹底を図ることや、庁舎管理担当者の研修項目に受信契約に関する取扱いを盛り込むことなどの見直しを行っている。

NHK受信契約の未締結による受信料の不払いに関して、本件は各所属での再発防止策だけでなく庁舎管理担当者の研修項目の追加という全庁的な再発防止策を行うことにより、再発防止に向けて強い姿勢で臨んでいるものと判断できる。また、研修項目の追加については、令和8年度の庁舎管理業務説明会において現に扱われていることも確認した。

○ 昨年度の報告書での「運用上の重大な不備」の内容に包含されるべきもの

令和6年度の報告書において「運用上の重大な不備」として挙げた「故意による生活保護費の不適正支給」に関連して、令和7年度中に、生活保護業務における職員による年金額調査の未実施などが確認された。

当該事案については、是正措置として、令和6年度の報告書に決裁方法の変更やコンプライアンス意識の徹底を記載していたが、新たに、四半期ごとに行う担当次長による業務の実施状況確認、上司による新規採用職員の業務の理解度の確認等を行うこととした。また、令和8年度からは、推進部局が全庁に示す重点リスク一覧に「不適正支給（外部の者への不正支給）」を加え、全庁的にリスク対応策を講じることとした。

是正措置として講じた、重点リスク一覧への「不適正支給（外部の者への不正支給）」の追加については確認しており、全庁的なリスク対応策を講じることにより、内部統制のPDCAサイクルの中に組み込むことができていると判断できる。

いずれの事案についても、このような事態を二度と発生させないよう、講じられた再発防止策等が適切に機能しているか、各所属での自己点検や監察等により十分に検証していただきたい。

(2) 事務誤りの防止について

令和7年度会計定期監査において、依然として多数の事務手続の誤りが認められた。内部統制上の重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。

ア 入札事務の適正化

複数の所属において、工事の積算誤りや最低制限価格の適用誤り等がなお散見されていることから、これまでの研修やチェックシートによる確認などの再発防止策が十分に機能していないと考えられる。実際にリスクが発生すると、入札結果や事業進捗への影響など重大な事態となることから、入札事務の適正化のため、実効性の高い更なる改善策が必要である。

イ 財務事務の適正化

多くの所属において、財務事務の誤りが依然として認められており、中には繰り返し同様の誤りが発生している所属も認められた。特に、不備の発生件数が多い支払事務や調定事務などについては、より一層の適正化を進めていく必要がある。

ウ 組織としてのチェック体制等の確立

事務手続の誤りを防止するには、人の目によるチェックのみでは限界があるため、確認・点検作業におけるデジタル技術の活用を進めるなど、効率的なチェック体制等を確立する必要がある。

(3) 重大な不備の判断基準について

重大な不備の判断に当たっては、新たに6つの考慮要素を示しており、その中には損害額の大きさとして概ね500万円以上との基準が示された。

新たに示した6つの考慮要素に基づき、透明性の高い評価を行っていただきたい。

(4) 内部統制制度の定着について

内部統制制度については、これまでの取組により自ら不備を把握し、不備が生じた際は改善・是正を行う一連の対応が浸透するなど、一定程度の定着が見られる。

令和7年度には、発生しやすいリスクに焦点を当てた内部統制への見直しや内部統制3様式の整備負担の軽減を行った。今後も、具体的事例を交えながら、全職員を対象とした研修等により本制度の浸透・定着を図る必要がある。

また、見直しについての効果検証を適宜実施し、内部統制の実効性を高めていく必要がある。

6 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人一人が、制度の内容や、基本方針、整備・運用方針等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

内部統制によるリスクマネジメントを有効に機能させるためには、不備の発生原因を正確に把握し、適切な再発防止策を講じるなど、不備の発生を未然に防止する仕組みづくりに組織全体で継続的に取り組む必要がある。

内部統制制度の定着のため、各所属のリスク対応策をよく分析し、効果的な研修等の実施により、有効と認められる対応策を周知してリスクの回避・低減を図るとともに、監察の強化にも引き続き取り組んでいただき、より実効性のある内部統制体制の確立に努めていただきたい。